

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書  
((公財)大阪府国際交流財団・(公財)大阪府保健医療財団)

平成29年10月

大阪府指定出資法人評価等審議会



## 1 再点検の経緯・視点

### (1) 今回の再点検の経緯等

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検については、法人を取り巻く社会情勢等の変化により、法人と府の役割はもとより、法人が抱える課題等に大きな変化が生じることが想定されることから、当審議会において、一定の期間（概ね3年間）ごとに、人的関与の継続の要否を確認しており、昨年7月には、府が関与する16法人23ポストについての再点検に関する意見書を取りまとめた。

今般、昨年度、再点検を行った『公益財団法人大阪府国際交流財団』の理事長（常勤）ポスト及び『公益財団法人大阪府保健医療財団』理事長（非常勤）ポストについて、改めて再点検の必要が生じたため、法人所管部局に対するヒアリング及び質疑を実施した。

#### 【今回再点検の経過】

##### 第1回（平成29年9月26日）

指定出資法人への人的関与のあり方について

##### 第2回（平成29年10月17日）

指定出資法人への人的関与の再点検について

法人所管部局に対するヒアリング・質疑（2法人2ポスト）

##### 第3回（平成29年10月24日）

指定出資法人の人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

### (2) 再点検の視点

再点検にあたっては、「法人の持つ公共的な使命や、経営状況の悪化により府民負担が増大することがないかなど、法人が抱える課題や役員に課せられた責務を踏まえ、本当に府関係者が法人の役員に就任する必要があるのかどうか、府民目線により必要性の検討を行う」という、これまでの再点検の視点により審議を行った。

また、ヒアリングにあたっては、法人としての「取り組むべき課題の重要性」及び「法人課題と対象役員の職務との関連性」を中心に、「府の人的関与の必要性」について慎重に検討を行い、最終的に以下のとおり、審議会として意見を取りまとめたところである。

## 2 再点検の結果

前述の視点に立ち、再点検を行った結果は、以下のとおりである。

### (1) 公益財団法人 大阪府国際交流財団 「常務理事(常勤)」ポストについて

\*平成30年度から役員体制を見直すことに伴い人的関与ポストを切替  
[現在] 理事長(常勤) [H30年度以降] 常務理事(常勤)

#### [審議会意見] 人的関与の必要性が『認められる』

当該法人については、外国人労働者の増加など府の国際化施策を取り巻く環境が大きく変化する中、平成33年度末までとしていた存続期間について、今後も存続させ、今日的課題に対応するとともに、理事長を非常勤とし、新たに常勤の役員を配置することとされたところである。

このような状況の中、府施策に沿った外国人住民の安心・安全に向けた環境整備や多文化共生機能の強化が求められている。また、府が出捐している基本財産を保持する一方、収入確保策に取り組み、健全な経営を行う必要がある。これらの課題に対応するためには、府と法人との密接な連携が必要であり、対象役員に府関係者を就任させる必要性が認められる。

### (2) 公益財団法人 大阪府保健医療財団 「理事長(非常勤)」ポストについて

#### [審議会意見] 人的関与の必要性が『条件付きで認められる』

これまで課題となっていた府立中河内救命救急センターの東大阪市への移管については、平成29年4月に、当該法人から東大阪市が設立した地方独立行政法人に指定管理が変更され、法人としての役割を終えたところ。

一方、当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府国際交流財団					
法人所管課	府民文化部都市魅力創造局国際課					
設立年月日	平成元年1月25日					
役員数	常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
			その他			名
	非常勤	8名	うち府派遣	1名	うち府退職者	名
職員数(常勤)		2名	うち府派遣	2名	うち府退職者	名
主な事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル人材の育成</li> <li>・外国人の受入促進・活動環境の整備</li> <li>・国際交流情報の収集及び発信</li> </ul>					
対象役員	理事長(常勤) 常務理事兼事務局長(常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H28年度実績	6回	うち臨時的に開催したもの		3回	
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or <input checked="" type="radio"/> 無					
(有の場合)	機関(会議)名	構成員		開催頻度		

【前回見直し時における法人の課題等】

- ・定款第49条に定める存続期間(平成34年3月31日)に関しては、府の国際化施策を取り巻く環境の変化を受け、財団の有するノウハウや国際交流ネットワークを活用することが効率的かつ効果的であることから、H28年夏ごろを目途に財団存続のあり方を検討しており、大阪府国際化戦略実行委員会事業を含む財団事業全体の見直しを実施する。
- ・特定資産20億円を取り崩し、府と法人が共同策定した「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業を集中的に実施するための財源として活用するため、大阪府のガバナンスの確保が重要な課題となる。
- ・存続期間終了後に見込まれる20億円の基本財産の処分にあたって、全額を大阪府に帰属させることは、法人の定款上の責務ではない。

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- ・理事会の運営
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定
- ・法人見直しに係る理事、評議員の意見のとりまとめ
- ・法人見直しに係る府幹部との調整

【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

- ・定款第49条に定める存続期間(平成34年3月31日)については、平成29年3月の評議員会において、同条を削除する定款変更の決議し、登記変更を行った。
- ・大阪府国際化戦略実行委員会に対する負担金は、H29年度まで継続してアクションプログラム事業を実施することから、特定資産の活用(取崩)が必要であり、引き続き大阪府によるガバナンスの確保が必要。
- ・基本財産については、法人の存続方針の決定に伴い、基本的には財団運営に係る重要財産としての保全、運用を中心とした管理が必要となるが、多額の資金管理への対応に引き続き府が関与していく必要がある。

【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

- ・法人の存続を前提とした事業内容の重点化や組織体制、収支の見通し等を考慮した中期経営計画（計画期間5年）を策定することが必要となる。
- ・法人の存続に当たっては、法人の存在意義や役割をより高め、将来にわたり持続的な事業運営を可能とするため、多文化共生に関する高度な専門性を有する人材により法人経営を主導することが望ましい。
- ・存続後のOFIXが重点的に取り組むことになる事業に適応した実施体制の整備に着手する必要がある。
- ・大阪府国際化戦略実行委員会に対する負担金は、H29年度まで継続してアクションプログラム事業を実施することから、特定資産の活用（取崩）が必要であり、引き続き大阪府によるガバナンスの確保が必要。
- ・特定資産については、アクションプログラム事業からの撤退に伴い残余额の1/2を府に返還するための法人内部の意思形成が重要な課題となる。

【上記課題に対する対応方針等】

大阪府のガバナンスを確保するため、府の人的関与を継続する。

【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

- ・理事会の運営
- ・法人運営に関する重要事項の意思決定
- ・法人見直しに係る理事、評議員の意見のとりまとめ
- ・法人見直しに係る府幹部との調整

具体的な実績評価

- ・定款上の法人存続期間を撤廃し、恒久法人として今後の経営方針と目標を明らかにする新たな中期経営計画を策定し、法人内外の調整、意思形成の具体化を図っている。
- ・法人理事・評議員との意思疎通を図り、法人運営を安定化。
- ・法人の運営に関し大阪府と緊密に協議。

【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】

・府における法人の存続方針の決定に伴い、法人においても定款上の存続期間を撤廃したところであり、平成30年度以降、新たな中期経営計画に基づき、法人のノウハウやネットワークを活かした事業分野への重点化を図ることが喫緊の課題となる。このような状況のもと、法人トップについては、多文化共生分野（在住外国人、外国人労働者の受け入れ等に係る課題など）に専門的知見を有する人物を充てることとし、持続的、安定的な法人経営の実現に向け、積極的な事業展開を図っていく司令塔の役割を發揮してもらう一方で、本法人の事務局運営そのものは、これに代わる常勤役員によるマネジメントが必須の状況となっている。

・理事長職には、多文化共生分野の専門的知見を求めることから、広く民間等において同分野で活躍したり、造詣の深い人物の中から選任する方法で適材を得ることとし、府の人的関与ポストは解消することとする。

・なお、多文化共生の事業推進に係る実務的マネジメントについては、企画推進課長が担うこととしており、理事長は法人運営や重点化する事業の大きな方針決定、関係機関とのネットワーク形成等を中心とした役割となることから、非常勤による対応が可能である。

・その一方で、法人理事長の非常勤化に伴い、法人経営（理事会）への直接関与と事務局運営全般の両面において府が関与することにより、法人存続ミッションの達成へ主導していくことが極めて重要となり、これらの役割を担うポストとして常務理事兼事務局長を新たに設置することが必要となる。同ポストにおいては、高度な調整力やリーダーシップに加え、府指定出資法人の運営に係る行政経験が求められること及び府の出えんによる多額の財産を有することから、当該役員に府関係者が就任する必要性があると考えられる。

指定出資法人への人的関与の再点検に関する調査票

法人名	(公財)大阪府保健医療財団					
法人所管課	健康医療部 保健医療室 健康づくり課					
設立年月日	昭和40年7月26日					
役員数	常勤	0名	うち府派遣	0名	うち府退職者	0名
			その他			0名
	非常勤	1名	うち府派遣	1名	うち府退職者	2名
職員数(常勤)	56名		うち府派遣	3名	うち府退職者	5名
主な事業概要	大阪がん循環器病予防センターの設置、管理及び運営 がん・循環器病の予防に関する知識の啓発普及及び保健医療情報の提供 医学医術の研究、助成並びに医師及び医療従事者の教育、研修					
対象役員	理事長(非常勤)					
理事会・取締役会の開催状況	H28年度実績	3回	うち臨時的に開催したもの	1回		
理事会・取締役会以外での意思決定機関(会議)の有無	有 or 無					
(有の場合)	機関(会議)名		構成員		開催頻度	
	所長会議		理事長、がん循環器病予防センター所長、事務局長、主幹		月1回、随時	

【前回見直し時における法人の課題等】

平成24年度から運営開始した「大阪がん循環器病予防センター」において、府からの受託事業として、市町村等の実施するがん検診の技術水準の維持向上に向けて、市町村及び地域医療機関に対し必要な支援を行う「精度管理センター」機能に重点化して取り組んでいく。また、我が国として大きな課題である国民の健康増進・医療費適正化を図るため、効果的・効率的な健康医療・保健事業の実施に向けて、市町村や医療保険者等と連携しながら、健診・レセプト情報等のデータ収集・分析等による地域診断業務の実施について、府の意向を踏まえつつ検討していく。

中河内救命救急Cの運営形態のあり方について、東大阪市・東大阪市立総合病院と府との協議の動向を踏まえながら、引き続き、職員確保や内部調整等に対応

【前回見直し時の対象役員の職務(うち、上記課題に関わりのある職務に下線を付すこと)】

- 法人代表者として、法人全体のマネジメント(事業推進、対外交渉、人事など)
- ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う(各会議とも年11回)。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
  - ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。(27年度:4件契約)
  - ・ 医師の確保のため、阪大医学部教授等に紹介の依頼を行う。(乳腺担当医師、救命救急担当医師につき紹介を依頼)

中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化

- ・ 中期経営計画の策定にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業補助、事業委託が大きくかかわってくるため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。

府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成

- ・大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
- ・大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。

府施策の方向性を踏まえつつ、医療機関・検診機関としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言

- ・所長会議、事務長会議、運営委員会等において、新規の取り組みや法人の経営改善の観点から、指導・助言を行っている。（がん循環器病予防センターの正味財産増減額の改善に向けた新規事業と経費削減に向けた指導・助言、中河内救命救急センターの平均在院日数の改善に向けた指導・助言、SPD導入など
- ・府から依頼のあった事業に関しては、事業の優先順位の観点から積極的に対応するよう指導・助言している。（地域医療構想策定にかかるNDBデータ分析、大阪府民の健康・栄養状況作成業務など）

#### 【前回見直し時における法人の課題等の現在の状況】

全国低位にある、府のがん検診受診率の向上につながるよう、府の委託事業である精度管理センター事業を通じて、市町村に対してがん検診の効果的な受診勧奨や精度管理等に関する支援を実施している。また、全国低位にある健康寿命の延伸を図るため、健診・レセプトデータの分析等による地域診断業務のほか、糖尿病等の予防に関する行動変容プログラムの策定、職場における健康づくりサポートチーム派遣など府の委託事業を実施している。

府立中河内救命救急センターについては、平成29年4月より、地方独立行政法人市立東大阪医療センターに指定管理が変更されたところ。なお、これは移管前提での指定管理の変更ではなく、市立東大阪医療センターは、指定管理期間（5年間）の中で、状況を見極めながら判断することになるため、移管の合意についてはできていない状況。そのため、今後も安定した救命救急医療の維持や市立東大阪医療センターへの移管を行うためにも、当財団がこれまで培ってきた経験やノウハウを市立東大阪医療センターに引き継ぐとともに、連携体制の構築が必要。

#### 【現在の法人の課題等（前回見直し時以降、新たに又は顕在化している課題等には下線を付すこと）】

前回見直し時の課題で継続しているものも含めて記載。

第1期中期経営計画（H24～28）においては、平成28年度一般正味財産増減額は、マイナス9,500万円（目標：収支均衡）となり、期間内での収支バランスの均衡が未達成となった。平成29年度からの第2期中期計画（H29～33）では、収支改善方策を着実に具体化し、単年度収支均衡を図ることが急務となっている。

府は、当法人の出えん金のうち48.6%（1,800万円）を出えんしていることから、法人の設立目的に沿った経営や、府出えん金の保全に適切な対応を講じる必要がある。

府民のがん死亡率は高く、全国より低い状況（男性：全国43位、女性：全国41位）にあり、健康寿命についても全国と比較して最低レベル（男性：全国43位、女性：全国47位）の中において、がん検診の実施、市町村がん検診の精度管理、生活習慣病予防を中心とする健康寿命延伸のためのデータ分析や技術支援など、府と連携して事業を行ってきた。現在、国のがん対策推進基本計画の議論では、がん予防・早期発見が重点課題とされ、がん検診の受診率向上や精度管理の充実が求められており、また、府民の健康寿命延伸についても、万博誘致を契機として、改善を図るべき府民の健康指標として全庁的な目標となりつつある。

このように、当該法人の事業については、府の健康医療施策との連携や一体性がこれまで以上に求められている。



## 【上記課題に対する対応方針等】

公益財団法人として、府民のがん検診受診率や精度管理の向上に寄与するため、府と協働して、これまで培ってきた専門性を活かし、受診者ニーズに対応したサービスの充実を図る。また、府と協働して、地域の健康課題を明らかにするとともに、科学的根拠に基づく循環器病予防対策を強力に推進し、府民の健康づくりに取り組むことにより、大阪府健康増進計画や医療費適正化計画の実践に寄与する。

トップセールスをはじめ営業活動の強化による総合健診の受診増、精度の高い検診施設の強みを活かした市町村の個別検診の受託の促進などといった取組みを推進することにより、第2期中期経営計画（H29～33）を着実に実行し、補助金に頼らない収支構造の改善による法人経営の自立化を図る。

## 【現在の対象役員の職務（現在の法人の課題等に関わりのある職務に下線を付すこと）】

府施策の方向性を踏まえつつ、公益財団法人としての責務を果たすために、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言

- ・ 所長会議、事務長会議、運営委員会等において、新規の取組みや法人の経営改善の観点から、指導・助言を行っている。（がん循環器病予防センターの正味財産増減額の改善に向けた新規事業と経費削減に向けた指導・助言など）
- ・ 府から依頼のあった事業に関しては、事業の優先順位の観点から積極的に対応するよう指導・助言している。（中小企業の健康づくり事業、大阪府民の健康・栄養状況作成業務など）

中期経営計画に関する大阪府との調整及び意思形成の具体化

- ・ 中期経営計画の実施にあたっては、がん検診の精度管理や受診率の向上、循環器病予防事業の推進等、府からの事業委託が大きくかかわってくるため、府との方針にかかる協議を踏まえ、法人代表者として取りまとめている。  
法人代表者として、法人全体のマネジメント（事業推進、対外交渉、人事など）
- ・ 事業推進にあたり、毎月開催する所長会議、事務長会議、がん循環器病予防センター運営会議等において、報告を受けるとともに、対応につき指示等を行う（各会議とも年11回）。他に、経営改善に向け、幹部職員を対象とした会議において、法人代表者としての方針を示している。
- ・ トップセールスとして、受診団体の開拓を行う。  
（28年度：4件 29年度8月末現在：10件）
- ・ 医師の確保のため、阪大医学部教授等に紹介の依頼を行う。  
（乳腺担当医師につき紹介を依頼）

府施策を法人事業として実行していくために、出えん団体をはじめとする関係保健医療団体等との合意形成

- ・ 大阪府、大阪府医師会等に対し、理事会、評議員会の議案等について事前説明を行い、円滑な合意形成に努める。（理事会・評議員会は年各2回、その他、理事・評議員等人事にかかる調整は随時）
- ・ 大阪府、大阪市、大阪府医師会等で構成する「がん予防キャンペーン大阪実行委員会」の代表者として、事業の円滑な実施を図る。

**【現在の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府関係者が就任する必要性の有無等】**

対象役員の職務としては、経営及び事業面の課題を踏まえ、府の健康医療施策との連携や一体性を確保しつつ、当該法人の最重要課題である法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるよう、第2期中期経営計画に基づく収支改善方を早急に軌道に乗せる必要がある。

第1期中期経営計画の最終年度であった平成28年度において、一般正味財産増減額がマイナス9,500万円という危機的状況のなかで、第2期中期経営計画は、対象役員の指示のもと、法人職員も参画して検討し、「常勤職員の更なる活用」をポイントとしている。

第2期中期経営計画に掲げた法人経営の自立化を実現するためには、対象役員が府意思を反映させながら法人との調整役として機能し経営改善策を講じていくことが不可欠である。

また、府は、当法人の出えん金のうち48.6%(1,800万円)出えんしていることから、府出えん金の保全に対応するとともに、上記府の保健医療行政に大きく関わる事業を効果的に実施するためには、引き続き法人への人的関与が必要である。さらに、対象役員は、法人代表者として、法人の方針決定に深く関与しながら、それを具体化する法人全体のマネジメントする必要がある。

事業面については、府において、次期のがん対策推進計画や健康増進計画を策定するなかで新規施策の検討を進めており、府の健康医療施策に精通した対象役員が、府との調整役を果たすことにより、府の新たな施策に適った効果的な事業を行うことが期待できる。

医師の確保にあたっては、どの病院とも苦勞しており、このような現状のもとで、理事長に求められる専門的知識はもとより、幅広い見識を有し、関係保健医療団体や大学の公衆衛生セクション等との合意形成、施設長をはじめとする幹部医師への専門的指導・助言等が行い得る医師の確保を公募で行うことは至難のことと言わざるを得ない。このような観点からも、理事長については、府の保健医療行政に精通し、かつ、相応のポストを経験した医師である必要がある。

## 大阪府指定出資法人評価等審議会 委員名簿

氏 名	職 名	備考
上野 恭裕	関西大学社会学部 教授	会長
上林 憲雄	神戸大学大学院経営学研究科 教授	-
砂留 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) シニアコンサルタント	-
谷木 稔弘	公認会計士 谷木稔弘事務所 公認会計士	-
丸岡 利嗣	(株)マルゼン 代表取締役	-
八木 正雄	かけはし総合法律事務所 弁護士	-
山本 彰子	山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士	-

(五十音順・敬称略)